

【北海道初山別村〈しょさんべつむら〉】 私たちと一緒に「地域づくり」活動を担ってくれる地域おこし協力隊を募集します！〈令和8年4月1日採用分 最大5名募集〉

北海道初山別村



北海道初山別村

地域おこし協力隊 隊員募集！

問い合わせ先

北海道初山別村 しょさんべつむら

TEL: 0164-67-2211

WEBも
チェック！

初山別村

Q 検索



初山別村公式HP

初山別村〈しょさんべつむら〉は、人口 960 人ほどの北海道の中でも道北・留萌（るもい）地方に位置するとても静かな「田舎」です。

「田舎」で光害が少なく。美しい星空に包まれるこの村には、口径 65cm の天体望遠鏡を持つ「しょさんべつ天文台」があります。ここでは、名もない星を個人で所有してもらい、付けていただいた名前を初山別村で登録し、永遠に保管する「マイ・スターズ・システム」により、ご家族やカップルなどたくさんの方へ想い出をお届けしており、平成 7 年 4 月の開始以降、令和 2 年 4 月にはお陰様で登録者数 1 万人を越えています。

天文台のある「みさき台公園」には、道の駅や温泉宿泊施設、キャンプ場などが併設され、毎年たくさんの人達に利用いただいている。現在、コロナ禍により密にならない楽しみ方の一つとして、アウトドアがブームとなっていますが、今年もたくさんのキャンプ客やライダーの皆さんに訪れていただき、SNS や YouTube などで初山別村の魅力をご紹介していただいている。

初山別村では「地域の魅力を再発見し、賑わいを創出する」ための各種支援や、更なる振興のために新たな発想やノウハウ、地域振興への熱意を持った人材を必要としており、平成 26 年度から地域おこし協力隊を導入、現在 2 名の隊員が活動しています。

地域資源を活用し、新たな視点で地域再生に向けた取り組みを行うことで、更なる発展を目指すため、私たちと一緒に「地域づくり」活動を担ってくれる隊員を募集します。

募集要領

関連ファイル

地域おこし協力隊募集要領【北海道初山別村】

雇用関係の有無	なし
業務概要	<p>1 【業務提案型】</p> <p>庁内の各部署からあらかじめ取りまとめられた業務について、スケジュール調整のうえ処理作業をしていただきます。現在、業務補助を必要としている事務内容については、下記のとおり取りまとめられていて、行政事務に携わりながら活動終了後の就業・起業などを目指すための活動としてください。</p> <p>■庁内各部署が受け入れを予定している事務内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企画振興室業務 <ul style="list-style-type: none"> ・村公式SNS（HP・LINE・Instagram）運用補助業務 ・広報誌作成補助業務 ②総務課業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税業務 ③住民課業務 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・税証明・印鑑証明・マイナンバーなどの事務補佐 ④経済課業務 <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣等対策業務 ・観光関連、観光協会業務 ⑤教育委員会事務局業務 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育事業（各種文化・スポーツ教室、文化芸術鑑賞事業等）の実施 ・図書室の管理運営 ・天文台運営業務、同事業の企画・運営（天体解説等入館者対応、星空観測会の実施 等） ・マイスターズシステムの新規登録者の登録作業、地域振興策の企画 等 ⑥その他、村が依頼する活動 <p>※基本的な活動は、本村の行政事務の補助になりますが、私たちと共に取り進める「地域づくり」活動に対し、多様な視点や新たな発想を生かした「地域おこし」活動への取り組みにも期待します。</p> <p>2 【受け入れを予定している以外の地域活動】</p> <p>■活動の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村観光協会が主催する観光イベントへの参加 ・居住する地区の町内会・自治会活動への参加 ・環境美化に関するボランティア活動への参加 ・地域の神社祭典への参加協力 ・文化祭や合同運動会など、地域住民とし参加 ・各スポーツ団体が主催する村民向けコミュニティへの参加 <p>3 【副業について】</p> <p>本村では、隊員の定住・起業の模索、村内の労働力不足解消のため、活動の支障にならない範囲で<u>副業を推奨</u>しています。</p>

	<p>■今まで行われた副業の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業・漁業作業従事 ・自学塾講師 ・なんでも屋（雑事の代行業務） 																				
募集対象	<p>1 3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地は除く）に生活の拠点を置く住民、若しくは地域おこし協力隊であった方又はJETプログラムを終了した方（いずれも総務省が定める地域おこし協力隊地域要件に該当するもの）で、委嘱の日以降に初山別村に住民登録を移し、居住できる方</p> <p>2 年齢要件 年齢20歳以上40歳未満の方</p> <p>3 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も、初山別村に定住する意欲を持っている方</p> <p>4 心身ともに健康な状態で誠実に地域活動ができる方</p> <p>5 過疎地域の活性化に意欲があり、地域にじむ意思のある方</p> <p>6 普通自動車免許を有している方</p> <p>7 パソコンの一般的な操作ができる、SNS等により情報発信できる方</p> <p>8 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方</p> <p>9 現在の住所地において公租公課に滞納のない方</p> <p>【参考】地方公務員法第16条抜粋</p> <p>次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 四 日本国憲法施行の日において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 																				
募集人数	自治体任用型 最大5名																				
勤務地	初山別村全域、初山別村役場庁舎																				
勤務時間	<p>【業務提案型】</p> <p>○活動時間 週38時間45分（目安：1日7時間45分、週5日） 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（休憩1時間含む）</p> <p>○基準となる活動時間のイメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曜日</th> <th>午前</th> <th>休憩</th> <th>午後</th> <th>早朝や夕方以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月～金曜日</td> <td>活動時間 8:30～12:00</td> <td>1時間</td> <td>活動時間 13:00～17:15</td> <td>活動時間外（副業などの活動可）</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td colspan="4">活動時間外（副業などの活動可）</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※土日祝日は副業を含め、定住に向けたご自身の活動に充ててください。</p> <p>また、催し物やイベントなど地域の活動には、必要に応じて協力していただきます。</p>	曜日	午前	休憩	午後	早朝や夕方以降	月～金曜日	活動時間 8:30～12:00	1時間	活動時間 13:00～17:15	活動時間外（副業などの活動可）	土曜日	活動時間外（副業などの活動可）				日曜日				
曜日	午前	休憩	午後	早朝や夕方以降																	
月～金曜日	活動時間 8:30～12:00	1時間	活動時間 13:00～17:15	活動時間外（副業などの活動可）																	
土曜日	活動時間外（副業などの活動可）																				
日曜日																					

雇用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・村会計年度職員として雇用します。 ・委嘱期間は、<u>委嘱の日から令和9年3月31日までとします。</u> (年度で更新し、最長で委嘱の日から3年を超えない範囲で再任することができます。) ・地域おこし協力隊として、ふさわしくないと村長が判断した場合には、任期中であっても任用を解除することができます。
給与・賃金等	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額 242,000 円 ・期末勤勉手当、通勤手当 <p>※フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例に定めによります。</p>
待遇・福利厚生	<p>【保険等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員共済組合に加入していただきます。 <p>※共済掛金の1/2相当額を村で補助します。</p> <p>【住居】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村で斡旋し、住宅料を全額助成します。(光熱水費は個人負担) ・家具家財など、日常生活に必要な家電や用品は個人で用意してください。 ・転居にかかる費用の一部を村の規定に基づき助成します。 <p>【活動費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップのため、隊員向け研修会に参加できます。(経費は、活動費として村が負担します。)。
申込受付期間	<u>令和8年1月6日(火)から随時</u>
審査方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1次選考 <ul style="list-style-type: none"> ・応募申込書に、応募用紙、活動目標レポート、住民票抄本1通を添えて、下記のお問い合わせ先へ郵送してください。 ・応募用紙、活動目標レポートにより書類選考を行います。 ・応募期間終了後、2週間以内に結果を郵送にて通知いたします。 2 第2次選考 <ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考合格者を対象に、対面またはWeb (Zoom予定)により面接を行います。 ・詳細な日程は、第1次選考の結果を通知する際にお知らせいたします。 ・Web面接試験に必要な機器類は、面接試験日の前日までに受験者で用意・準備してください。 ・面接試験終了後、2週間以内に結果を郵送にて通知します。
参考 URL	http://www.vill.shosanbetsu.lg.jp (JOIN掲載時のみ記載)

お問い合わせ先

初山別村役場 企画振興室 企画振興係
〒078-4492 北海道苦前郡初山別村字初山別 96 番地 1
TEL: 0164-67-2211 FAX: 0164-67-2298
メール: soumu.kikaku@vill.shosanbetsu.lg.jp